

太田市職員に貸与する I C カードの取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市訓令第 4 号

太田市職員に貸与する I C カードの取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

太田市職員に貸与する I C カードの取扱いに関する規程（平成 2 9 年太田市訓令第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「次に掲げるシステム」を「職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子計算機により処理するシステムその他システム」に改め、同項各号を削る。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。
第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、職員証を兼ねた I C カードの貸与を受けている職員については、服務規程第 5 条第 6 項の規定による申請をもって、これを本文の申請とみなす。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（職員証への I C カードの利用）

第 4 条 太田市職員服務規程（平成 1 7 年太田市訓令第 1 2 号。以下「服務規程」という。）第 5 条第 1 項の適用を受ける者に貸与する I C カードは、同条に定める職員証を兼ねるものとする。
別記様式中「第 5 条関係」を「第 6 条関係」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。